

隠岐の島町 お知らせ便

第347号（令和4年3月3日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

※新型コロナウイルス感染状況により、内容が変更となる場合があります。

掲載記事一覧

- ① 64歳以下コロナワクチン追加接種日の変更について
- ② 休日の当番医について
- ③ 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）のご案内
- ④ 総合体育館開放事業について
- ⑤ 「第4次隠岐の島町男女共同参画計画（案）」に対する意見の募集について
- ⑥ 軽自動車税（種別割）の減免申請について
- ⑦ 「武良ゲンキ市」の開催について

お知らせ便別冊

- ⑧ 第10回「野菜づくり講座」の開催について
- ⑨ 広報「隠岐の島」広告掲載の募集について
- ⑩ 令和4年春季全国火災予防運動について
- ⑪ 自衛官等の募集について
- ⑫ 「暮らしとこころの相談会」の開催について
- ⑬ 協会けんぽ島根支部の令和4年度保険料率について
- ⑭ 小さな掛金、大きな補償 スポーツ安全保険について

① 64歳以下コロナワクチン追加接種日の変更について

18歳以上64歳以下の方の新型コロナウイルスの追加接種日について、ワクチンの供給及び接種体制が確保されたため、下記のとおり接種日を前倒しの上、実施します。

接種日の約1ヶ月前に町から個別通知がありますのでご自分の接種日時をご確認ください。指定された日時にどうしても都合がつかない場合や、接種を希望されない場合は、左記までご連絡ください。

TEL 役場保健福祉課健康係
2・8562

18歳以上64歳以下の方

【変更前】

2回目接種	通知発送時期	3回目接種日	接種会場
令和3年8月～10月	接種日の1ヶ月前	令和4年5月8日、5月21日、5月28日、6月4日、6月25日	役場本庁舎
令和3年11月～12月	未定	令和4年9月30日迄に接種	未定



【変更後】

2回目接種	通知発送時期	3回目接種日	接種会場
令和3年8月～10月	接種日の1ヶ月前	令和4年4月16日、4月17日、4月23日、4月24日、5月7日	役場本庁舎
令和3年11月～12月	未定	令和4年9月30日迄に接種	未定

② 休日の当番医について

3月の日曜・休日の当番医院は左記のとおりです。

当番日	当番医院	連絡先
6日(日)	高梨医院	2・0049
13日(日)	半田内科クリニック	2・5080
20日(日)	宇野内科医院	2・2272
21日(月)	高梨医院	2・0049
27日(日)	半田内科クリニック	2・5080

当番表については隠岐広域連合のホームページでもご覧になれます。

※午前7時～午後7時まで

※在宅当番医制度は、当番医院を決めて、休日に救急患者の対応をするもので、隠岐の島町では3つの医院が救急対応をしています。

休日の救急受診が必要なときは、当番医院を受診しましょう。

※受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

TEL 隠岐広域連合総務課
6・9150

記号の説明 時=日時 所=場所 対=対象・定員 申=申し込み 内=内容 問=問い合わせ
 ￥=費用・参加費 縮=締め切り 出=出演・講師・指導 他=その他 持=持ち物

③ 子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の案内

離婚等※により、新たに児童の主たる生計維持者となつているにも関わらず、子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金)を受け取っていない方に対し、子育てを支援する目的で支援給付金を支給します。

(※離婚等・・・離婚もしくは離婚協議中で配偶者と別居している、客観的に事実を確認できる書類がある場合)

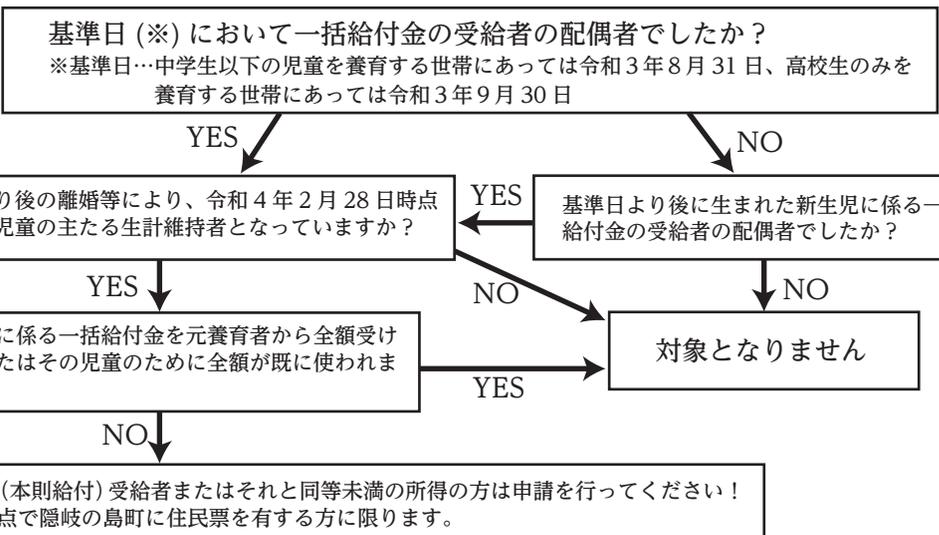
【支給対象者】

申請時点で隠岐の島町に住民票を有し、次の①～③のいずれかに該当する者であつて、一括給付金の受給者の配偶者であつた者のうち離婚等をした者

①令和3年9月分の児童手当(本則給付)の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当(本則給付)の受給者になつた者

②令和3年9月30日時点において主たる生計維持者として高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において主たる生計維持者として高校生等を養育している者
※児童手当(本則給付)の受給者と同等未満の所得である者に限る。

③その他これらに準ずる者(D V 特例・施設特例の所要の手続きを行つておらず、一括給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わつている場合等)



【支給額】

対象児童1人につき10万円
※元養育者から既に一括給付金の一部を受け取つていたり、当該児童のために使われている場合はその額を差し引いた額

【申請方法】

支給対象となる可能性のある方に対し、令和4年3月上旬に別途郵送にてご案内するほか、町ホームページにてお知らせします。

- 甲 役場保健福祉課 児童福祉係
- 縮 令和4年4月15日(金)まで
- 問 役場保健福祉課 児童福祉係
- TEL 2・8577

④ 総合体育館開放事業について

隠岐の島町総合体育館を開放します。多くの方々に各種スポーツを体験していただき、身の健康増進につなげる事を目的としています。この機会に、ご家族、ご友人をお誘いのうえご参加ください。

時 令和4年3月27日(日)
午後1時から
所 ・隠岐の島町総合体育館
・総合グラウンド
¥ 無料

▼各コーナー

- 【スポーツコーナー】
バスケット・卓球・バドミントン
- 【ニユースポーツコーナー】
クロリテイ・ラダーゲッター・ネットネット
- 【体操コーナー】
トランポリン・マット
- 【健康増進コーナー】
握力・長座体前屈・立幅跳び測定
- 【イベントコーナー】
(アリーナ)
5人1組で大縄跳びに挑戦(グラウンド)
グラウンドゴルフホールインワン大会(道具あります)
13時30分より開催

※雨天の場合グラウンドイベントは中止
問 隠岐の島町総合体育館
TEL 3・0025

⑤ 「第4次隠岐の島町男女共同参画計画(案)」に対する意見の募集について

隠岐の島町では、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を目指すため「隠岐の島町男女共同参画計画」を策定しています。

このたび、第4次計画の策定にあたり、町民の皆様のご意見を参考にさせて頂くため、「第4次隠岐の島町男女共同参画計画(素案)」を公表し、意見募集(パブリックコメント)を実施します。

▼意見の募集期間

令和4年2月24日(木)～
令和4年3月25日(金)まで

▼計画(案)の閲覧方法

期間中、役場本庁地域振興課、各支所・出張所、隠岐の島町図書館、隠岐の島町ホームページで閲覧できます。

▼意見の提出方法

ご意見は、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、文書で提出してください。文書は、次のいずれかの方法で提出して頂くか、役場地域振興課、各支所・出張所の窓口までご持参ください。

① 郵送

〒685・8585

隠岐の島町下西78番地2

隠岐の島町役場地域振興課宛て

② ファックス 2・6005

③ 電子メール

chiki@town.okinoshima.shimane.jp

▼注意事項

意見書に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。また、頂いたご意見は個人情報を除き全て公表される場合があります。なお、電話によるご意見の受付やご意見に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

意見に対する本町の考え方については、後日ホームページ等で公表する予定です。

☎ 役場地域振興課 政策企画係

2・8570

⑥ 軽自動車税(種別割)の減免申請について

町では、身体障がい・精神障がい等のある方(以下、「身体障がい者」という。)の通院・通学・通勤等のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車

税(種別割)の減免を受けることができます。

減免対象となるのは、令和4年4月1日現在において、障がいの区分や級別が一定の要件に該当している方です。減免の対象となる要件については、役場ホームページをご覧ください。

▼申請締切

4月4日(月)

5月24日(火) 必着

※4月上旬に、令和3年度に減免を受けていた納税義務者に、減免申請書用紙等を送付いたします。

車を買換えられた場合は郵送されませんので、あらかじめご了承ください。

▼対象となる軽自動車

① 身体障がい者本人が運転する軽自動車、身体障がい者等と生計を一にする方が運転する軽自動車、身体障がい者等のみで構成される世帯の方のために、常時介護する方が運転する軽自動車

② 身体障がい者等の利用に供するために特別の仕様に製造されている軽自動車

③ 公益のために直接使用する軽自動車

※一人の身体障がい者等について減免できる車両は1台に限ら

れています。普通自動車等の自動車税の減免を受けている場合は軽自動車税(種別割)は減免されません。

▼申請に必要なもの

① 軽自動車税(種別割) 減免申請書

② 身体障がい者手帳等

③ 自動車検査証

④ 運転免許証

⑤ 納税義務者のマイナンバーカード等の個人番号を確認できる書類

▼受付窓口

役場税務課及び各支所・出張所

☎ 役場税務課 住民税係

2・8574

⑦ 「武良ゲンキ市」の開催について

武良ゲンキ市実行委員会では、左記のとおり「武良ゲンキ市」を開催します。

時 3月13日(日) 11時～12時

所 ものづくり学校(調理室)

内 各種加工品・フリーマーケット等

▼主催

ゲンキ市実行委員会

☎ 武良ゲンキ市実行委員会事務局(中出張所)

4・0002

8 第10回
「野菜づくり講座」の
開催について

野菜づくりの知識や技術を学ぶ、「野菜づくり講座」を開催します。

初心者からベテランまで、野菜づくりに興味がある方は、お気軽にご参加下さい。

内①アンケート質問への回答

②連作障害について 他

時令和4年3月19日(土)

午後1時30分～3時30分

所隠岐の島町ふれあいセンター

¥無料

締3月17日(木)までに、JAしまね隠岐地区本部へ、お電話又はFAXにてお申し込み下さい。

問J.A.しまね隠岐地区本部経済課

TEL2・1133

FAX2・3717

主催 隠岐農業振興協議会

9 広報「隠岐の島」広告
掲載の募集について

令和4年度広報「隠岐の島」に広告掲載を希望される事業所を募集しています。

▼掲載期間

令和4年5月号～

令和5年4月号まで

※年間契約のみとなります。

対 町内に事業所を有するもの

¥ 61,710円

▼広告の規格

①縦60ミリメートル、横85ミリ

メートルとし、各自で作成が

できること

②A1、もしくはPDFデータ

で提出できること

▼応募方法・締切

広報「隠岐の島」広告掲載申

込書(様式第1号)を記入し、

令和4年3月17日(木)までに

役場総務課広報広聴係まで提出

してください。

また、応募多数の場合は抽選

となります。(最大8枠まで)

詳しくは、役場ホームページ

をご覧ください、左記までお問い

合わせください。

問 役場総務課 広報広聴係

TEL 2・8572

10 令和4年春季全国火災予
防運動について

「おうち時間

家族で点検

火の始末」

(全国統一防火標語)

令和3年3月1日(火)から3月

7日(月)まで「春季全国火災

予防運動」が行なわれます。

これからの季節は、風が強

く、空気が乾燥し、火災が発生

しやすくなりますので、火の取

扱いは十分注意してください。

消防署では住宅防火対策推進

活動として、火災予防について

の講話や座談会を企画される団

体を募集しています。

お気軽に下記の電話番号にご

連絡ください。

火災のない安全、安心な町づ

くりの皆様のご協力をお願いい

たします。

▼住宅防火いのちを守る

《10のポイント》

【4つの習慣】

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。

- ・コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

【6つの対策】

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

問 隠岐広域連合消防本部

予防課予防係

TEL 2・2307

隠岐の島町 お知らせ便 347号

令和4年
3月3日発行

別冊

11 自衛官等の募集について

自衛隊では、次のとおり幹部候補生等を募集します。

【幹部候補生（陸・海・空）】

▼応募資格

日本国籍を有し、令和5年4月1日時点で、22歳以上26歳未満の者

※大卒（見込含）であれば20歳以上22歳未満の者、修士課程修了者等（見込含）であれば28歳未満の者も応募可

▼応募期間

3月1日（火）～
4月14日（木）まで

▼試験期日

（一次）4月23日（土）・24日（日）

※24日（日）は、飛行要員希望者のみ

▼試験種目

（一次）筆記試験

▼試験会場
（一次）受付時にお知らせします。

【予備自衛官補（一般・技能）】

▼応募資格

《一般》日本国籍を有し、18歳以上34歳未満の者（令和4年7月1日時点）

《技能》日本国籍を有し、18歳以上で、保有する技能に応じ、53歳から55歳未満の者（令和4年7月1日時点）

※その他にも経験年数等の資格要件があります。

▼応募期間

4月8日（金）まで

▼試験期日

4月11日（月）～17日（日）のうち指定する1日

▼試験種目

《共通》口述試験、適性検査、身体検査

《一般》筆記試験、作文

《技能》小論文

▼試験会場

《一般》陸上自衛隊出雲駐屯地
《技能》全国の主要都市で実施します。

【一般曹候補生（第1回）】

▼応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日時点で、18歳以上33歳未満の者

▼応募期間

3月1日（火）～
5月10日（火）まで

▼試験期日

（一次）5月20日（金）から29日（日）のうち指定する1日

▼試験種目

（一次）筆記試験及び適性検査

▼試験会場

（一次）受付時にお知らせします。

【技術海上幹部・航空幹部】

▼応募資格

日本国籍を有し、学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、次の部門（海上自衛隊（艦船・航空機・武器、情報通信、安全保障、語学、技術情報分析、心理、施設）、航空自衛隊（気象、情報通信、法務、安全保障、研究開発、衛生（看護・心理））を専攻し、令和4年4月1日時点で、大学卒業後の必要な経過年数を有する者。

※経過年数は自衛隊島根地方協力本部へお問い合わせください。

▼応募期間

3月1日（火）～
5月20日（金）まで

▼試験期日

6月17日（金）

▼試験種目

筆記試験、口述試験、身体検査及び実技試験

※実技試験は、一部の資格のみ

▼試験会場

受付時にお知らせします。

▼試験期日

6月20日（月）

▼試験種目

筆記試験、口述試験及び身体検査

▼試験会場

受付時にお知らせします。

【技術海曹・技術空曹】

▼応募資格

日本国籍を有し、令和4年4月1日時点で、20歳以上で、令和4年7月1日までに資格・免許等（気象予報士・第2種電気主任技術者・第3種電気主任技術者他）を有する者

※資格・免許等は、変更になることがあります。

▼応募期間

3月1日（火）～
5月20日（金）まで

▼試験期日

6月17日（金）

▼試験種目

筆記試験、口述試験、身体検査及び実技試験

※実技試験は、一部の資格のみ

▼試験会場

受付時にお知らせします。

※試験期日、会場については追加・変更・中止等される場合があります。

詳しくは、自衛隊島根地方協力本部までお問い合わせください。

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134番10号

TEL 0852・211・0015

⑫ 「暮らしとこころの相談会」の開催について

弁護士による「暮らしとこころの相談会」が開催されます。生活問題全般に関する無料相談会です。

(例)

- ・借金を返しても残高が減らない
- ・過払金について知りたい
- ・収入が安定せず生活が苦しい
- ・夫婦間トラブルを抱えている
- ・離婚後の子どもの養育費や面会交流について知りたい
- ・解雇、パワハラ、セクハラの問題
- ・残業代を請求したい
- ・遺産分割を進めたい
- ・遺言書を作りたい
- ・相続放棄について知りたい
- ・成年後見制度について知りたい
- ・身内が島内に居らず将来が不安

※相談内容は問いません
相談は完全無料で、相談内容の秘密は必ず守られます。
なお、相談は事前予約制です
ので、ご希望の方は事前に左記までご連絡ください。

時 3月12日(土)

午前…10時～正午
午後…1時～午後4時

所 午前…隠岐ひまわり基金法律事務所
午後…隠岐ひまわり基金法律事務所

午後…法テラス西郷法律事務所
3月11日(金)
隠岐ひまわり基金法律事務所
3・1877
法テラス西郷法律事務所
050・3383・5326

⑬ 協会けんぽ島根支部の令和4年度保険料率について

全国健康保険協会(協会けんぽ) 島根支部の健康保険料率および介護保険料率は3月分(4月納付分)より変更となります。

※任意継続被保険者の方は、4月分(4月納付分)からとなります。

○健康保険料率 / 10・35%
(令和3年度10・03%)
○介護保険料率 / 1・64%
(令和3年度1・80%)

健康づくりの第一歩は、「健診」です。
年に1度は、必ず健診を受診しましょう。

問 全国健康保険協会島根支部
0852・59・5140

14

小さな掛金、大きな補償

スポーツ安全保険®

保険期間
令和4年4月1日午前0時から
令和5年3月31日午後12時まで

保険内容
詳しい保険の内容は、
ホームページなどをご覧ください。



ご加入はインターネット
でお手続きが便利です! スポあんネット

- パソコンやスマホから簡単操作! 手書きや書き直しが不要!
 - コンビニエンスストアまたは Pay-easy※でスムーズに掛金支払い!
 - 傷害事故の通知および内容の履歴や加入手続の履歴が確認可能!
- ※ゆうちょ銀行等のATM・ネットバンキングでもお支払いできます。

スポーツ安全協会 島根県支部
TEL 0852-21-5388 FAX 0852-26-4733
電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。)



スポーツ安全保険 検索

加入区分・掛金

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下)	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	A1	800円
	スポーツ活動(指導・審判を含む) ●A2区分で対象となる活動も補償されます。	C (64歳以下) B (65歳以上)	1,850円 1,200円
大人 (高校生以上)	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども (中学生以下)	ワイド個人活動補償型	A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW 1,450円
		C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW 4,850円 WEB加入限定
		B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW 5,000円 WEB加入限定
大人 (高校生以上)	ワイド個人活動補償型	C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW 4,850円 WEB加入限定
		B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW 5,000円 WEB加入限定

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。 年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。
(注)C・B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和4年4月1日」を基準とします。

本広告とはスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書により、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社 ☎0120-233-801
担当課 公務第2部 文教公務室 (平日9:00～17:00)

〈共同引受保険会社(令和4年4月予定)〉
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIIG損保

記号の説明 時=日時 所=場所 対=対象・定員 申=申し込み 内=内容 問=問い合わせ
¥=費用・参加費 縮=締め切り 出=出演・講師・指導 他=その他 持=持ち物